

那覇市住民主体通所型サービス実施要領 (通所型サービス・活動 B)

(令和 7 年 2 月 17 日ちやーがんじゅう課長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、那覇市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行。以下「要綱」という。）第 25 条の規定に基づき、要綱第 7 条別表 1 に規定する通所型サービス・活動 B（住民主体通所型サービス）（以下「サービス」という。）の実施に關して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 対象者が、住民ボランティア等が行う定期的な通いの場において運動等の介護予防に資する活動を行うことにより、自立した日常生活を送れるようになること及び、地域住民とつながり、地域社会との関わりを持てるようになることを目的とする。

(基本方針)

- 第 3 条 サービスの提供にあたっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者が出来る限り要介護状態にならずに、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われることに留意しつつ行う。
- 2 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取り組みが不可欠であることから、サービスの提供にあたっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努める。
- 3 事業運営にあたっては、サービス利用者と提供者という関係でなく、時にはサービス利用者または地域住民がボランティアとして積極的に事業運営に関わることができるよう努め、より住民主体による支えあいの体制が構築されていくよう努める。

(対象者及び対象者の状況等)

第 4 条 対象者及び想定される対象者の状況等は次の各号のとおりとする。

(1) 対象者

介護予防ケアマネジメント等においてサービスの利用が自立支援に資すると判断された者で、次に掲げる者とする。

ア 居宅要支援被保険者

イ 事業対象者（介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 197 号）に定める基準（基

本チェックリスト)に該当する第1号被保険者をいう。

(2) 対象者の状況等

住民主体による通いの場において定期的な運動等を行うことにより、閉じこもり予防や体力の改善が見込まれる者

2 前項に該当する者のほか、サービスの提供にあたり、事業を行う者が必要と認める者についても対象者とする。

(サービスの内容)

第5条 サービスの内容は、通いの場における体操等の運動や 各種講座等の介護予防に資する定期的な活動とする。

(サービス利用申込み)

第6条 サービスの利用を希望する者は、住民主体通所型サービス事業を行う者(以下「実施団体」という。)に対し、「那覇市住民主体通所型サービス事業申込兼誓約書(様式1)」(以下「申込兼誓約書」という。)を提出する。

2 実施団体は、前項の申込兼誓約書を受理するとともに、対象者に対し、介護予防手帳を交付する。

(実施方法)

第7条 実施団体に対して補助金を交付し、実施する。

(サービス提供の頻度)

第8条 サービス提供の頻度は、おおむね週1回以上とする。

(サービスの提供時間)

第9条 サービスの提供時間は、利用1回につき2時間程度とする。

(実績報告)

第10条 実施団体は、市長に対し、3月毎に「出席簿(様式2)」及び「日報(様式3)」を提出するものとする。

(サービス提供にあたって遵守すべき事項)

第11条 実施団体は、当該事業を運営するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) サービス提供場所の確保

実施団体は、当該事業を行うために必要な場所を確保しなければならない。

(2) コーディネーターの配置

実施団体は、地域包括支援センターとの利用者受入れに係る調整等の業務を行うサービス利用調整員（以下「コーディネーター」という。）を1名以上置くものとする。

(3) 住民リーダーの配置

実施団体は、事業所ごとに、利用者に対する体操の指導その他事業運営に係る支援を無償で行う従事者（以下「住民リーダー」という。）を1名以上選出し配置するものとする。なお、住民リーダーは、前号に規定するコーディネーターとの兼務を可能とする。

(4) 従事者の資格要件

サービスは住民主体の支援のため、サービス従事者への資格要件は課さない。ただし、市等が行う介護予防に関する研修等を積極的に受講し、サービスの質の向上に努めるものとする。

(5) サービス従事者の清潔の保持・健康状態の管理

実施団体は、サービスに従事する者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めなければならない。

(6) 秘密保持等

実施団体及びサービスの従事者または従事者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(7) 事故発生時の対応

実施団体は、サービスの実施により利用者の事故が発生した場合、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は第一号介護予防支援事業による援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(8) 廃止等の届出義務

実施団体は、サービス事業を廃止または休止するときは、その廃止または休止の一月前までに、次の各号に掲げる事項を市長に対し届け出るものとする。

ア 廃止または休止する年月日

イ 廃止または休止する理由

ウ 現にサービスを受けている者に対する措置

エ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(9) 利用者に対する便宜の提供等

実施団体は、前号の規定による事業の廃止または休止の届出をした時は、当該報告の日前一月以内に、現にサービスを受けている者であって、当該事業の廃止または休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、第

一号介護予防支援事業の実施者、他の実施者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

(10) 事業対象者の受入れ

実施団体は、正当な理由なく対象者の受入れを拒否してはならない。

(11) 関係機関との連携

実施団体は、市及び介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額)

第 12 条 サービス利用にあたっての利用者負担は、無料とする。ただし、食料費等の実費については利用者負担とする。

(使用する様式)

第 13 条 使用する様式は次のとおりとする。

- (1) 那覇市住民主体通所型サービス事業申込兼誓約書（様式 1）
- (2) 那覇市住民主体通所型サービス出席簿（様式 2）
- (3) 那覇市住民主体通所型サービス日報（様式 3）

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。